

## A. 使用料徴収するには財産処分が必要



熊沢 直紀 議員

**Q**

町財政の厳しい中、平成22年度は補助金の見直し、平成23年度は扶助費の見直しを検討されているにも拘らず、学習等供用施設の使用料は無料のままである。住民の方からも、「有料にしてもらひのではないか」といった声がある。

東部学習等供用施設が「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」等に基づいて、国の補助金交付を受けて建設されたため、有料にできない

とのことです。

それに伴って第6条で施設の使用料は、無料

とするに定めたため、富士・新栄学習等供用施設も無料であるとのことです。もう少し分かりやすく、補助金交付を受けた場合の制約等の具体的説明を。

また、利用状況と利用に関する苦情等はどうか。

防止対策地区外である。富士は、平成15年3月に、新栄は、平成17年10月に、町単独事業として改築した。

使用料を徴収する場合、利用状況については、平成22年度実績で、東

**A**

東部学習等供用施設は、航空機の騒音対策地区内にある。

無料施設とすることを前提に、航空局所管の「教

育施設等騒音対策事業」の補助金を受けて、平成16年2月に改築した。

富士・新栄学習等供用施設については、騒音の補助金を受けて、平成16年2月に改築した。



多くの人に利用されている供用施設